

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月30日

奈良県公安委員会

委員長 植 野 康 夫

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「第89条第2項前段」を「第89条第3項前段」に改める。

第25条の2中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

第26条に次の1号を加える。

(5) 国際運転免許証等を受けた者に対するもの 臨時適性検査通知書（国際運転免許証等）（別記様式第20号の4の2）

第26条の2の次に次の3条を加える。

（医師の届出等）

第26条の3 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、診断結果等届出書（別記様式第20号の4の3）により行うものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は、運転免許確認要求書（別記様式第20号の4の4）により行うものとする。この場合において、運転免許確認要求書を受理した公安委員会は、確認要求を行った医師に対し、回答書（別記様式第20号の4の5）により回答するものとする。

3 法第101条の6第4項の規定による他の公安委員会に対する通知は、届出移送通知書（別記様式第20号の4の6）により行うものとする。

（解除に係る通知）

第26条の4 法第104条の2の3第1項前段の規定により公安委員会が3月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止した場合において、当該処分を受けた者が、法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号に該当しないことが明らかとなったときは、公安委員会は運転免許の効力停止処分解除通知書（別記様式第20号の4の7）により当該処分を受けた者にその解除を通知するものとする。

（弁明の機会の通知）

第 26 条の 5 法第 104 条の 2 の 3 第 2 項の規定による弁明の機会の通知は、弁明通知書（別記様式第 20 号の 4 の 8）により行うものとする。

別記様式第 20 号の 4 の次に次の 7 様式を加える。

別記様式第20号の4の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書（国際運転免許証等）

奈公委 第 号
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず、適性検査を受けない場合は、自動車等の運転の禁止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合は、自動車等の運転の禁止の処分を受けることはありません。

別記様式第20号の4の3（第26条の3関係）

診断結果等届出書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名



患者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

別記様式第20号の4の4（第26条の3関係）

運転免許確認要求書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名



患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	

（回答書送付先）

医療機関名	
所 在 地	〒 ー
電 話 番 号	

別記様式第20号の4の5（第26条の3関係）

回 答 書

年 月 日

殿

奈 良 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
運転免許 の有無		対象者は、 年 月 日現在、運転免許を ☐ 受けた者である。 ☐ 受けた者ではない。 但し、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		

（備考）

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示）が適用されます。

別記様式第20号の4の6（第26条の3関係）

届 出 移 送 通 知 書

奈 公 委 第 号

年 月 日

公安委員会 殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

備考 医師の届出に係る書面（写）等を添付すること。

第 号

運転免許の効力停止処分解除通知書	
道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知します。	
年 月 日 印	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第1号の2 ☐ 第3号 に該当しないことが明らかになったため。

別記様式第20号の4の8（第26条の5関係）

（表）

弁 明 通 知 書	
第	号
年	月 日
住所	
殿	
印	
あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。 なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。	
弁明することができる場所	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得て下さい。
- 4 弁明は、指定された日までに行って下さい。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は運転免許センターに申し出て下さい。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。

(奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

- 2 奈良県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年2月奈良県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「停止」の次に「及び停止の解除」を加える。